

令和7年度 富士市フィールドワーク活性化業務委託 仕様書

1 業務名

令和7年度富士市フィールドワーク活性化業務委託

2 業務の目的

本市では、若い世代の人口確保や地元への優れた人材の輩出、まちづくりをはじめとする様々な課題の解決を図るとともに、市内経済の発展や産業の活性化、地域のにぎわい創出などを進めるため、大学等高等教育機関の誘致等を進めている。

誘致等の促進を図るため、令和5年度から大学との連携事業を積極的に実施しており、令和6年度は「富士市フィールドワークセンター」を開所し、フィールドワーク推進補助金制度を創設するなど、市内へのフィールドワーク誘致を進めている。

本業務委託は、上記事業と連携し、首都圏の大学に向けて本市をフィールドワーク先として選んでいただけるよう教員向けモニターツアーを実施し、首都圏大学向けに「フィールドワークのまち ふじ」の認知向上を図り、富士市内でフィールドワークを行う大学を増やすことを目的とする。

3 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和8年3月31日（火）までとする。

4 業務内容

首都圏の大学に向け、フィールドワークセンターの利活用及び市内でのフィールドワークを促進し「フィールドワークのまち ふじ」としての認知度拡大を図るため、以下の業務を行う。

(1)モニターツアー企画調整業務

① モニターツアー企画立案

ア ツアー全体

- ・首都圏大学(教員)向けのモニターツアー（1泊2日、最低20人程度）を企画する。
- ・モニターツアーについては、1回以上開催する。
- ・出発・解散は東京駅など首都圏の参加者が集合しやすい場所とし、バス（参加者20名＋職員等数名程度乗車可）に参加者を乗せて本市を訪れる。
- ・市内のフィールドワーク対象となる場所や、フィールドワークセンターなどをめぐるツアー行程とする。市内の行き先（フィールド）等については、富士市と協議して決定する。
- ・企画においては、フィールドワークの課題となり得る場所や内容が伝わる行程となるよう企画するとともに、富士市の魅力が十分に伝わる内容となるよう、観光資源の見学や、特産品の提供などのアイデアを含めること。

イ 宿泊等の手配（予約、支払い等を含む）

- ・参加者は市内の宿泊施設1箇所にまとめて宿泊するよう企画する。
- ・1日目夜には交流会を開催する。交流会は、ツアー参加者だけでなくフィールドワークを応援す

る市民などの参加も考慮し、会場等を企画する。(50 名程度)

- ・参加者からは飲食に伴う経費（交流会 5,000 円程度）のみを参加費として徴収し、それ以外の費用については業務に係る諸経費とする。

② 大学へのアプローチ

- ・参加者 20 名を確保するよう、様々な大学にアプローチを行う。
- ・受託者が、首都圏大学（教員）に向けてモニターツアーの参加を呼び掛け、集客を図る。
- ・募集のためのチラシなどを作成し、効果的な集客に努める。
- ・大学へアプローチする際には、市が用意する首都圏大学でフィールドワークを行っている大学等のリストなどを活用しながら受託者が選定し、市の担当者と連携をとり、共に訪問などを行う。

③ モニターツアー運営

モニターツアー当日の資料作成、運営を行う。

- ・全工程において、参加者の誘導などを行い、参加者の満足度向上を図る。
- ・モニターツアーで巡る場所等の資料については、本市の魅力を感じられるものになるよう作成する。
- ・モニターツアーに関して参加者にアンケート調査などを行い、富士市の更なるフィールドワーク促進のための改善策などについてまとめる。

(2) 告知展開

モニターツアー参加者の感想や実際にフィールドワークを行う学生等の意見なども踏まえ、首都圏大学向けに「フィールドワークのまち ふじ」PR 動画等を作成する。

(※内容については、富士市と協議して決める。)

- ・動画は、2 本以上を作成する。
- ・動画は、実際にフィールドワークを行う大学教員や大学生が興味を持つ内容とする。
- ・動画の著作権については、インターネット、デジタルサイネージ等あらゆる形態で公開可能なものとして富士市に帰属するものとする。

(3) 特定テーマ

- ・本業務に対し、本市が「フィールドワークのまち ふじ」として、多くの人に広く認知していただける、より効果的となる独自提案について、取組の内容、方法及び期待できる効果等を示すこと。

5 提案に当たって

- ・各業務の詳細について富士市と協議の上決定し、進捗状況を綿密に富士市に報告すること。
- ・事業完了後、速やかに事業完了報告書を作成し、富士市に提出すること。
- ・本事業の一部を再委託する場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責

任者を明記の上、書面にて報告し、富士市の承諾を得ること。

- ・本委託費以外の費用負担、人的負担は認めない。

6 疑義

本仕様書において疑義が生じた場合、委託者と受託者の協議の上決定するものとする。ただし、本仕様書に明記されていない事項で、当然必要と考えられるものについては、受託者の責任において施行するものとする。